

熊本支部事業計画 新旧対照表

令和4年1月14日

令和3年度第4回熊本支部評議会

資料5

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|--|---|
| <p>(I) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1-1. 健全な財政運営</p> <p>①. 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>②. 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>【重要度：高】 協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> | <p>(I) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1-1. 健全な財政運営</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> |
| <p>1-2. サービス水準の向上</p> <p>①. 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>②. 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</p> <p>③. お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等か</p> | <p>1-2. サービス水準の向上</p> <p>① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>② 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</p> <p>③ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等か</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|--|
| <p>ら協会の課題を見だし、迅速に対応する。</p> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする</p> | <p>ら協会の課題を見だし、迅速に対応する。</p> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする</p> |
| <p>1-3. 限度額適用認定証の利用促進 オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</p> | <p>1-3. 限度額適用認定証の利用促進 ① オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</p> |
| <p>1-4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>①. 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ②. 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ③. 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。</p> | <p>1-4. 現金給付の適正化の推進</p> <p>① 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ③ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> |
| <p>1-5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>①. レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。</p> <p>②. 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システム導入効果等を踏まえ、高額レセプトを中心とした点検を実施する。</p> <p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非</p> | <p>1-5. 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <p>① レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 ② 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、高額レセプトを中心とした点検を実施する。</p> <p>■KPI：</p> <p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> |

| 令和 4 年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和 3 年度 |
|--|---|
| <p>常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI :</p> <p>① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額</p> <p>② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> | |
| <p>1 - 6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p> <p>①. 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>②. あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。</p> <p>③. 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> | <p>1 - 6. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> |
| | <p>1 - 7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <p>① 審査手順の標準化を推進する。</p> <p>② 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施</p> |

| 令和 4 年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和 3 年度 |
|---|---|
| <p>1 - 7 . 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>① 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>② 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <p>③ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整※1 により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2 の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> | <p>するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>1 - 8 . 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>① 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>② 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</p> <p>③ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>■ KPI :</p> <p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|--|
| <p>■ KPI :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする | |
| <p>1 - 8. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ②. 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする</p> | <p>1 - 9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ② 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする</p> |
| <p>1 - 9. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> | <p>1 - 10. オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ① オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行う。 |
| <p>1 - 10. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①. 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ②. 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるも</p> | <p>1 - 11. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ② 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。 |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|--|
| <p>のであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> | |
| <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>2-1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>① 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>② 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</p> | <p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>2-1. 上位目標である「新規人工透析者の減少」に向けた取組を着実に進める</p> <p>① 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、関係機関や事業所及び加入者にヘルスリテラシーの向上を働きかけるとともに、PDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</p> <p>② 特に糖尿病にかかる問題意識を広げるため、事業所及び加入者へのポピュレーションアプローチを強化する。</p> <p>③ 各種広報及び意見発信等において、県や市町村及び各会議体等との連携を構築・強化し、訴求力のある発信に努める。</p> |
| <p>2-1(1). 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>① 生活習慣病予防健診</p> <p>a. 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</p> <p>b. 未受診の事業所や個人を選定し受診勧奨を行う。</p> <p>c. 協会主催集団健診を実施する。</p> <p>d. 契約健診機関及び受診枠の更なる拡大を図る。</p> <p>② 事業者健診データ取得</p> <p>a. 取得率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な提供勧奨を行う。</p> <p>b. 健診機関への提供勧奨を行う。</p> | <p>2-1(1) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>① 生活習慣病予防健診</p> <p>a. 実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</p> <p>b. 未受診事業所及び被保険者個人への受診勧奨を実施する。</p> <p>c. 契約健診機関及び受診枠の更なる拡大を図る。</p> <p>d. 集団健診においては被扶養者集団健診事業との連携を図る。</p> <p>② 事業者健診データ取得</p> <p>a. 健診機関及び事業所への事業者健診結果の提供勧奨を効果的・効率的に実施する。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|---|
| <p>c. 契約健診機関の拡大を図る。 d. 熊本労働局等との連携強化を図る。</p> <p>③ 被扶養者の特定健診</p> <p>a. 協会主催集団健診による受診者増加に努める。 b. 自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を 64.0%以上とする ②事業者健診データ取得率を 11.5%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 30.0%以上とする</p> | <p>b. 事業者健診データ取得にかかる契約健診機関の拡大を図る。 c. 熊本労働局に対し事業者健診を起点として連携を働きかける。</p> <p>③ 被扶養者の特定健診</p> <p>a. 協会主催集団健診について、実施日やオプション検査を拡充し魅力を高めるとともに、被保険者集団健診事業との連携を図る。 b. 市町村が行うがん検診との同時実施及び広報の拡大を図る。</p> <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診受診率を 63.0%以上とする ②事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする ③被扶養者の特定健診受診率を 28.5%以上とする</p> |
| <p>2-1（2）. 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>① 被保険者の特定保健指導</p> <p>A) 【協会実施分】</p> <p>a. 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。 b. 情報通信技術を活用した遠隔面談を実施する。 c. 特定保健指導の質の向上を目指した研修会等を実施する。</p> | <p>2-1（2）特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>① 被保険者の特定保健指導</p> <p>A) 【協会実施分】</p> <p>a. 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて外部委託を活用し、協会保健師・管理栄養士がより初回面談に注力できる環境を整備する。 b. 情報通信技術による遠隔面談等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 c. 特定保健指導の質の向上のため、協会保健師・管理栄養士の企画立案能</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|--|
| <p>B) 【委託実施分】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 健診機関による健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 b. 情報通信技術を活用した遠隔面談を外部委託により実施する。 c. 協会保健師等による実施が困難な地域の特定保健指導を外部委託により実施する。 d. 協会保健師等が実施した初回面談の継続的支援を外部委託により実施する。 e. 外部委託による特定保健指導の質の向上を目指した研修会等を実施する。 <p>② 被扶養者の特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 協会主催集団健診において健診当日の初回面談を強化する。 <p>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 35.4%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 11.0%以上とする</p> <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加</p> | <p>力やセルフマネジメント力等の向上を目指した研修会等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> d. 事業主や加入者のニーズにより沿った保健事業を提供できるよう、協会保健師・管理栄養士の身体活動・運動やメンタルヘルスにかかる知識習得を促進する。 e. 特定保健指導を起点に事業所に介入し、特定保健指導対象者以外（若年期の被保険者を含む）への健康教育や保健指導の拡大に着手する。 <p>B) 【委託実施分】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 「健診と特定保健指導の一体化」を健診機関に訴求し、外部委託による特定保健指導の更なる推進を図る。 b. ・事業主等へも健診当日の初回面談を訴求する。 c. ・情報通信技術による遠隔面談等、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 d. ・外部委託における特定保健指導の質の向上のため、委託機関毎の課題を洗い出し、個別アプローチ又は研修会等により改善を促す。 <p>② 被扶養者の特定保健</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 協会主催集団健診において健診当日の初回面談を強化する。 b. グループ支援形式での初回面談を実施する。 <p>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 34.1%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 10.0%以上とする</p> |

| 令和 4 年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和 3 年度 |
|--|---|
| <p>させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。</p> <p>なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> | |
| <p>2-1（3）. 重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①. 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。 ②. 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。 ③. 生活習慣病ハイリスク者への保健指導を実施する。 <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.4%以上とする</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> | <p>2-1（3）重症化予防対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 未治療者に対する二次勧奨を確実に実施する。 b. 医師会等と連携し訴求力を強化する。 c. 糖尿病性腎症の治療中者を対象として、かかりつけ医との連携を含む生活指導プログラムを実施する。 d. 健診結果から腎症が疑われる対象者への保健指導を実施する。 <p>■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0%以上とする</p> |
| <p>2-1（4）. コラボヘルスの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> ①. 協会の健康宣言に共通する基本モデルを取り込む（コンテンツの標準化）ため、ヘルスター健康宣言事業の見直しを行う。また、事業所カルテについては、事業所が健康宣言を行うにあたっての健康課題の把握、及び健康宣言後の経年変化の状況把握のために活用できよう、個人情報に配慮しつつ広く事業所に配付する。 ②. ヘルスター健康宣言事業を中心に、健康経営優良法人認定制度などを通じた健康経営の働きかけを行うことで事業主の主体的な取り組みを促す。 ③. 業種団体や行政との連携しつつ健康経営を促進し、加入者・事業主の健康づくりの意識向上を図る。 ④. 事業所が主体となる「くまもと健康企業会」をサポートし、健康経営に取り組む事業所間の連携を強化することで、健康経営の質の向上への取り組みを働きかける。 ⑤. 健康宣言事業所に対する健康経営サポート体制を整備し、フォローアップセミナー等を通じて事業所における食・運動・メンタルヘルスなど健康づくりへの取り | <p>2-1（4）コラボヘルスの推進</p> <ol style="list-style-type: none"> a. ヘルスター健康宣言事業を中心に、ヘルスター認定 2021、健康経営優良法人認定制度などを通じた健康経営の働きかけを行うことで事業主の主体的な取り組みを促す。 b. 業種団体や行政との連携しつつ健康経営を促進し、加入者・事業主の健康づくりの意識向上を図る。 c. 事業所が主体となる「くまもと健康企業会」をサポートし、健康経営に取り組む事業所間の連携を強化することで、健康経営の質の向上への取り組みを働きかける。 d. 健康宣言事業所に対する健康経営サポート体制を整備し、フォローアップセミナー等を通じて事業所における食・運動・メンタルヘルスなど健康づくりへの取り組み、健康経営推進の取り組みをサポートする。 e. ヘルスター認定 2021 を行い、健康経営に取り組む優良事業所を認定する。なお、ヘルスター認定 2021 においては、認定基準の見直しを行うとともに、認定基準を周知することでヘルスター健康宣言事業所へのフィードバックにつなげ |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|--|--|
| <p>組み、健康経営推進の取り組みをサポートする。</p> <p>⑥. 産業保健総合支援センター等と連携し、健康経営に取り組む事業所への産業保健の普及を促進する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,950 事業所以上とする</p> | <p>る。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を 1,800 事業所以上とする</p> |
| <p>2-2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>①. 本部で作成した広報資料も活用しつつ、保健事業の推進や医療費適正化につながる情報を加入者・事業主に発信することで加入者のヘルスリテラシーの向上し、健康増進、医療費の適正化に向けた自発的な取り組みを促す。</p> <p>②. 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>③. メディアを有効活用し 加入者・事業主のみならず、県民に向けた広報を展開するほか、家庭内における健康意識を高めるための広報を行う。</p> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 61.0%以上とする</p> | <p>2-2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>a. 本部で作成した動画等も活用しつつ、保健事業の推進や医療費適正化につながる情報を加入者・事業主に発信することで加入者のヘルスリテラシーの向上し、健康増進、医療費の適正化に向けた自発的な取り組みを促す。</p> <p>b. 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>c. メディアを有効活用し 加入者・事業主のみならず、県民に向けた広報を展開するほか、家庭内における健康意識を高めるための広報を行う。</p> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60%以上とする</p> |
| <p>2-3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) 課題分析</p> <p>本部から提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、ジェネリック医薬品の供給状況に注意を払いつつ対策の優先順位を付けて取り組む。</p> | <p>2-3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(1) 課題分析</p> <p>本部から提供される「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|--|---|
| <p>(2) 医療機関・薬局へのアプローチ 県薬剤師会と連携したセミナーの開催など、啓発活動による促進を図るとともに、本部から提供される「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</p> <p>(3) 加入者へのアプローチ 健康保険委員など事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。</p> <p>(4) その他の取組 県をはじめ関係機関に対して積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場での意見発信を行う。また、後発医薬品の信頼性確保に向けた取り組みとして熊本県が独自で行った「後発医薬品の安心使用・啓発に関するアンケート調査」の調査結果を踏まえた取り組みを行う。</p> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする（※ 医科、DPC、歯科、調剤）</p> | <p>(2) 医療機関・薬局へのアプローチ 県薬剤師会と連携したセミナーの開催など、啓発活動による促進を図るとともに、本部から提供される「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。</p> <p>(3) 加入者へのアプローチ ① 健康保険委員など事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。 ② 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知のほか、地域または年代をターゲットにした働きかけを行う。</p> <p>(4) その他の取組 県をはじめ関係機関に対して積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場での意見発信を行う。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする（※ 医科、DPC、歯科、調剤）</p> |
| <p>2-4. インセンティブ制度の周知広報 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、広報誌、メールマガジン等の広報媒体や研修会等の機会を利用し、令和2年度の結果をもとに引き続き周知広報を行う。</p> | <p>2-4. インセンティブ制度の周知広報 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、広報誌、メールマガジン等の広報媒体や研修会等の機会を利用し、令和元年度の結果をもとに周知広報を行う。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|---|
| <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015 や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> | |
| | <p>2 - 5. パイロット事業への積極的な取り組み 保健事業の推進や医療費適正化につながる先進的事業を支部内で募り、実施可否を見極めながらパイロット事業への応募を積極的に行っていく。</p> |
| <p>2 - 5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 地域医療への関与 県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。</p> <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信 令和6年度からスタートする次期熊本県保健医療計画や地域医療構想調整会議等の医療提供体制にかかる協議の場において医療データ等の分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 また、効果的な意見発信に向けて地域医療構想アドバイザーを活用する。</p> <p>(3) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <p>①. 地域医療を守る観点から、医療・健診データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」または生活習慣病の予防や重症化の予防について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p>②. 加入者のポリファーマシー対策のため、レセプトデータを活用した通知事業を行い、併せてかかりつけ医の普及、及びお薬手帳の活用など、上手な医療のかか</p> | <p>2 - 6. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>(1) 地域医療への関与 県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。</p> <p>(2) 医療提供体制に係る意見発信 地域医療構想調整会議等の医療提供体制にかかる協議の場において医療データ等の分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>(3) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <p>a. 地域医療を守る観点から、医療・健診データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」または生活習慣病の予防や重症化の予防について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</p> <p>b. 熊本県全体の予防・健康づくりや医療費適正化を推進していくため、大学、専門機関、保険者等が緊密に連携し、保険者における保健事業を効果的かつ効率的に推進することを目的に設立された「人生 100 年くまもとコンソーシア</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|--|---|
| <p>り方の啓発を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> | <p>ム」に参画し、保険者を横断した医療・健診データ等分析に基づく対応策の検討等を行う。</p> <p>c. 加入者のポリファーマシー対策のため、レセプトデータを活用した通知事業を行い、併せてかかりつけ医の普及、及びお薬手帳の活用など、上手な医療のかかり方の啓発を行う。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> |
| <p>2-6. 調査研究の推進</p> <p>①. 医療費適正化等に向けて、本部から提供される支部の医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用して、医療費等の地域差を中心に分析を行う。</p> <p>②. 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市町村等と連携した医療費分析や共同事業の実施を検討する。</p> <p>③. 熊本県全体の予防・健康づくりや医療費適正化を推進していくため、大学、専門機関、保険者等が緊密に連携し、保険者における保健事業を効果的かつ効率的に推進することを目的に設立された「人生100年くまもとコンソーシアム」に参画し、保険者を横断した医療・健診データ等分析に基づく対応策の検討等を行う。</p> | <p>2-7. 調査研究の推進</p> <p>医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、熊本県の「人生100年コンソーシアム会議」の中で他保険者と協力して分析を実施する。</p> |
| <p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>3-1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用</p> <p>マネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか様々な機会を捉えて、グループ長及びグループ長補佐の管理職としてのマネジメント能力の向上を図る。</p> | <p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>3-1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用</p> <p>マネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか様々な機会を捉えて、グループ長及びグループ長補佐の管理職としてのマネジメント能力の向上を図る。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|--|--|
| <p>(2) 人事評価制度の適切な運営</p> <p>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> | <p>(2) 人事評価制度の適切な運営</p> <p>評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> |
| <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>①. 新人職員の中期的な育成方針を「熊本支部人材育成マンガラチャート」として整理し、協会けんぽに必要な人材を計画的に育成する。</p> <p>②. OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。</p> <p>③. 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。</p> | <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>a. OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。</p> <p>b. 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部幹旋の通信講座の受講を推進する。</p> |
| <p>(4) 本部支部間の連携の強化</p> <p>加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部支部間の更なる連携を強化する。</p> | |
| <p>3-2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <p>内部統制基本方針に則り、権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みの構築を目指す。</p> | <p>3-2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <p>内部統制基本方針に則り、権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みの構築を目指す。</p> |
| <p>(2) リスク管理の強化</p> <p>①. 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。</p> <p>②. 本部監査等や自主点検の指摘事項、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。</p> | <p>(2) リスク管理の強化</p> <p>a. 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。</p> <p>b. 本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|---|
| <p>③. リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。</p> | <p>c. リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。</p> |
| <p>（3）コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>①. コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。</p> <p>②. 個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。</p> | <p>（3）コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>a. コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。</p> <p>b. 個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。</p> |
| <p>（4）事務処理誤りの発生防止</p> <p>①. 職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。</p> <p>②. 定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。</p> | <p>（4）事務処理誤りの発生防止</p> <p>a. 職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。</p> <p>b. 定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。</p> |
| <p>3-3. その他の取組</p> <p>（1）費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>①. 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、複数者からの見積書の徴取、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>②. 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</p> <p>③. 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> | <p>3-3. その他の取組</p> <p>（1）費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>a. 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>b. 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聴き取り調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</p> <p>c. 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> |

| 令和4年度（昨年度からの変更箇所は赤字で表示） | 令和3年度 |
|---|---|
| <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> | <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> |
| <p>（2）予算・実績管理の徹底</p> <p>①. 毎月の実績管理を確実にいき、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。</p> <p>②. 事業終了後は事業評価を確実にいく。</p> | <p>（2）予算・実績管理の徹底</p> <p>a. 毎月の実績管理を確実にいき、定期的に進捗状況を報告し、計画的な事業推進に努める。</p> <p>b. 事業終了後は事業評価を確実にいく。</p> |
| <p>（3）次期業務システムへの円滑な移行</p> <p>令和5年1月の次期業務システムのサービスインに向けて、職員へ必要事項の研修等による周知・伝達をいき、円滑な移行および移行後の安定的な運用に努める。</p> | |
| <p>（4）職員のウェルビーイングの向上</p> <p>業務の生産性を向上させることで超過勤務時間の縮減や育児時短制度等を取っしやすい環境を作る。また、職員が、身体的、精神的、社会的に良好な状態となるよう施策を講じることでモチベーション及び生産性の向上に資することを目的として、熊本支部職員のウェルビーイング及び幸福度の向上を目指す。</p> | <p>（3）働き方改革の推進を図りワークライフバランスを目指す</p> <p>業務の生産性を向上させることで超過勤務時間の縮減や育児時短制度等を取っしやすい環境を作る。</p> |